

資源物回収立会マニュアル

上田市役所廃棄物対策課

1 回収日について

(1) 自治会回収日(実施日)

【上田地域】

・上田市ごみ・資源物収集カレンダー(毎年12月の広報うえだと一緒に配布)

→ 令和6年版から自治会内での資源物回収日を記載しております。

※自治会回収日と資源物業者収集日が異なる自治会は、カレンダー配布前に回収日程の確認をご依頼いたしますのでご協力をお願い申し上げます。(10月頃の予定)

【丸子地域】

・丸子地域ごみ収集カレンダー(毎年12月の広報うえだと一緒に配布)

【真田・武石地域】

・上田市ごみ・資源物収集カレンダー(毎年12月の広報うえだと一緒に配布)

(2) 資源物業者収集日(業者が自治会に収集に伺う日)

(ホームページはこちら)

【上田地域】 上田市ホームページにて「資源物業者回収日程」を掲載しております。

回収日が、祝日(振替休日含む)、年末年始、お盆にあたる時は、同一月内で振り替えてあります。

【丸子地域】 缶・びんは自治会回収日当日、その他は自治会回収日以降順次収集します。

【真田地域】 自治会回収日当日の収集に伺います。

【武石地域】 原則、自治会回収日翌日に収集に伺います。



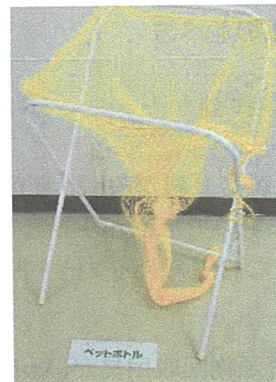
2 作業手順について

回収の準備

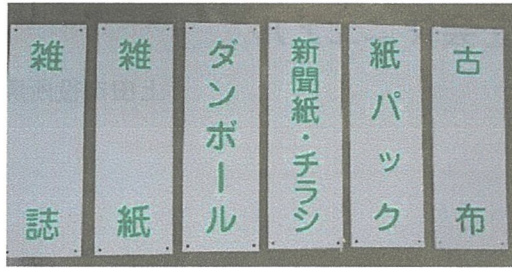
資源物回収所にコンテナ、ネット、プレートなど写真のように準備してください。



缶 → 緑色ネット



ペットボトル → 黄色ネット



古紙・古布
 ・雑誌 ・雑紙(雑がみ) ・ダンボール
 ・新聞紙、チラシ ・紙パック ・古布

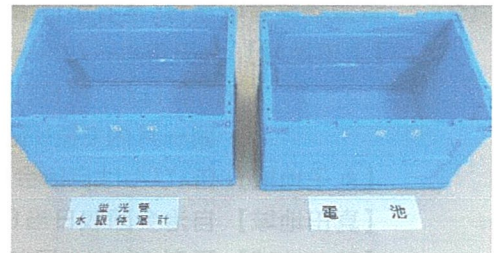
6種類のプレートを掲示して場所を分けて置いてください。



びん
 ・その他の色
 ・茶色
 ・無色透明



危険ごみ
 ・スプレー缶、カセットボンベ
 ・ライター



有害ごみ
 ・蛍光管、水銀体温計
 ・電池

自治会回収の実施

○古紙の並べ方

雑誌や雑がみ ダンボール 新聞紙・チラシ

※「雑誌」「雑がみ」と「新聞紙・チラシ」が混在すると収集作業員が選別する手間が生じますので、上記のように「ダンボール」を間に出していただくようお願い申し上げます。なお、「紙パック」や「古布」は、並べ方の指定はございません。

○資源物回収用具がいっぱいになったら、用具の追加を行ってください。
 ネット(缶、ペットボトル)、コンテナ(びん、有害ごみ、危険ごみ)

※回収できるもの・回収できないものについては、4ページ～11ページをご参照ください。

業者回収

原則、8時から13時ごろまでの間に収集します。

ただし天候や排出量により時間が遅れる場合もあります。

※回収庫内に資源物を保管している場合は、業者収集時にカギを開けておいてください。

片付け

1) 収集業者の回収作業終了後、コンテナ、ネットなどを片付けてください。

2) ルール違反で収集されなかったものがありましたら下記方法で処理してください。

- ① 本来ごみ集積所に出すもの → 可能な範囲で環境美化袋を使いごみ集積所へ
(一度に排出できる量は2袋まで)
- ② ごみ集積所に出せない(回収されない)もの → 下記の各地域の担当課へ連絡
- ③ 業者回収後に出されてしまったもの → 自治会で保管後、次回の資源物回収へ

【上田地域】 廃棄物対策課(上田クリーンセンター)	電話 22-0666
【丸子地域】 丸子地域自治センター 市民サービス課	電話 42-1054
【真田地域】 真田地域自治センター 市民サービス課	電話 72-0154
【武石地域】 武石地域自治センター 市民サービス課	電話 85-2312

※啓発のために違反物を一定期間置かせていただく場合がございます。

また、午後3時を過ぎて、何の連絡もなく回収されていない場合、「取り残し」の可能性があります。大変申し訳ありませんが、各地域の担当課にご連絡ください。

【 注意事項 】

1) 家庭からの資源物が対象です。

事業所からの事業活動に伴って発生する資源物はお出しできません。

(【注意】長い蛍光管が束ねて出されることが多くあります)

事業者と思われる者が排出している場合は、各地域の担当課までご連絡ください。


2) 紙類・布類は雨天の際に、濡れないような措置をしてください。ご協力をお願い申し上げます。

3 資源物・危険ごみ・有害ごみの出し方(立会時のに参考にしてください)

【 紙類 】

- 紙類は種類別に、ビニールひもか紙ひもで十字にしばってください。

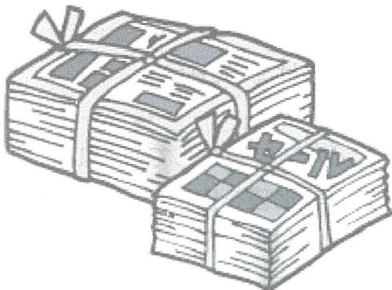
ガムテープなどは使用しないでください。

( ←注意すべき箇所)

・回収品目は以下のとおりです。

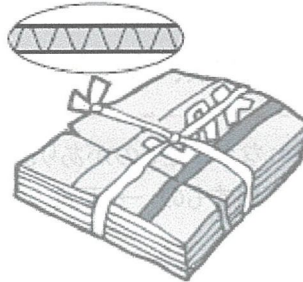
【新聞紙、折込チラシ】

- ・新聞紙と折込チラシは、いっしょに出せます。



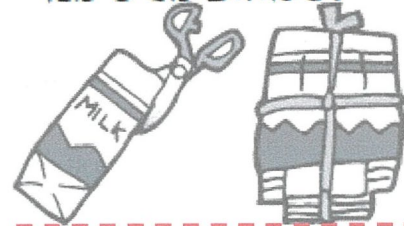
【段ボール】

- ・紙の間に波形の紙が入っているもの。



【内側が白い紙パック】

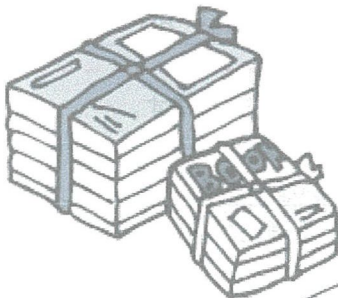
- ・水洗いをし、切り開き、乾かしてから束ねる。



▲内側が銀色の紙パックは「燃やせるごみ」へ

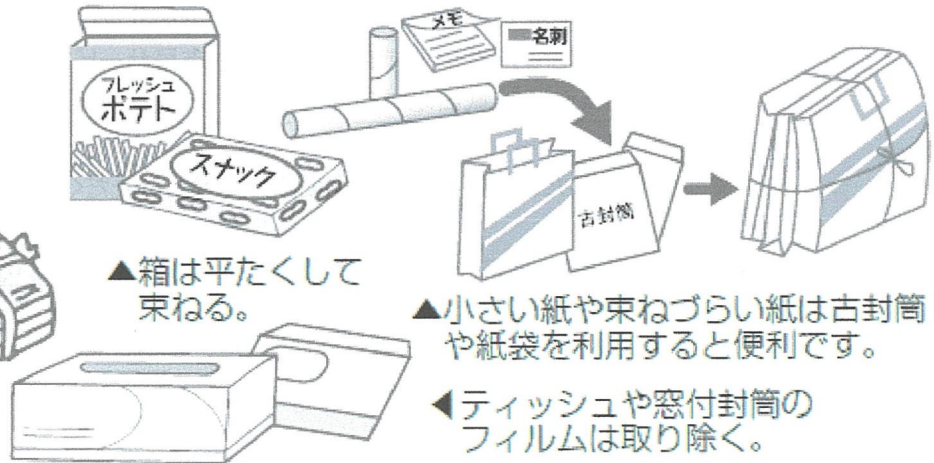
【雑誌】

- 雑誌、本、書籍
- ・なるべく同じ大きさのものを束ねる。



【雑がみ】 その他のリサイクルできる紙類

- ティッシュペーパーや菓子などの紙箱、包装紙、古封筒、ラップやトイレトペーパーの芯、パンフレット、メモ用紙、プリント類など



▲箱は平たくして束ねる。

▲小さい紙や束ねづらい紙は古封筒や紙袋を利用すると便利です。

◀ティッシュや窓付封筒のフィルムは取り除く。

●回収できないもの (以下のものは燃やせるごみ(青字指定袋)でお出しください。)


- ・ 防水加工紙 (紙コップ、紙製のカップ麺の容器など)
- ・ 感熱紙 (レシートなど)
- ・ 臭いのついている紙 (洗剤や線香の箱など)
- ・ アルミコーティング紙 (お酒の紙パック、カップ麺のふたなど)
- ・ ビニールコート紙 (米袋のように少し手で破くとビニールが残る紙)
- ・ 写真 ・ シュレッダー紙
- ・ カーボン紙、ノーカーボン紙 (宅配便の複写伝票など)
- ・ 圧着はがき
- ・ 汚れた紙 (ピザの空箱など)

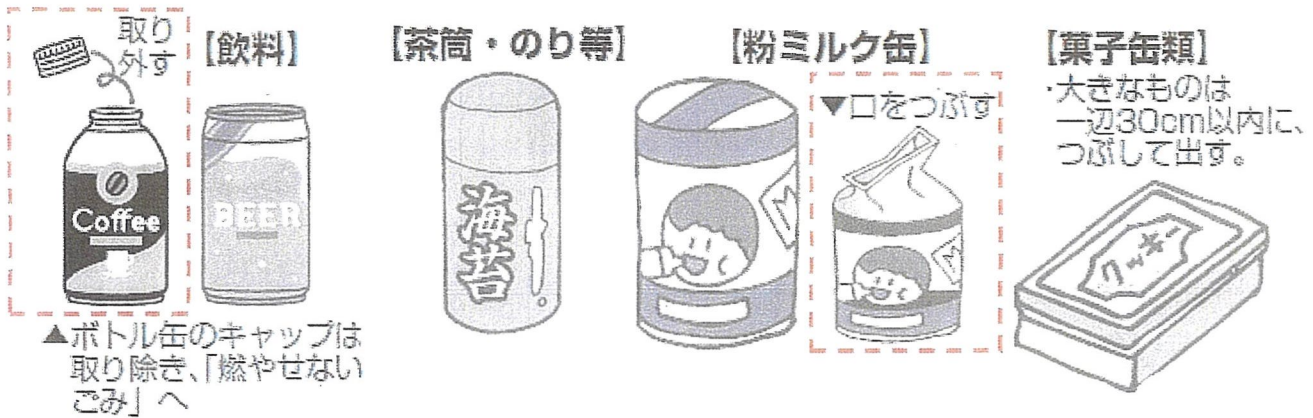
など

【 缶 】

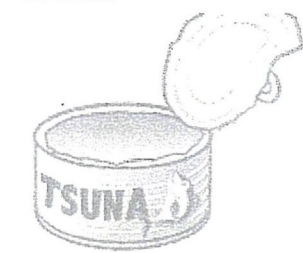
- 中身を使い切り、洗ってキレイにし、乾かしてから出してください。
- スチール缶とアルミ缶を一緒に回収しますので、分けずに出してください。

・回収できるものは、飲料用(お茶やお酒など)、食品用(缶詰やミルク缶、お菓子缶など)、ペットフード、入浴剤、オイル類の缶です。缶詰のふたも回収できます。また、内側が白色にコーティングされている缶(トマト缶など)も回収できます。

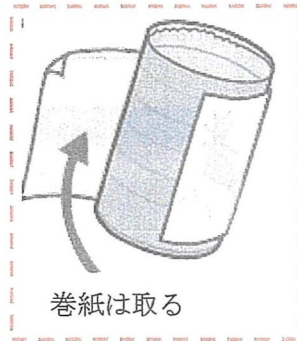
( ←注意すべき箇所)



【缶詰】

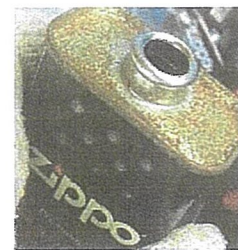


▲缶詰のふたは一緒に出せます。



【オイル缶類】

▶中身は使い切り油を良く切る



・ライターのオイル缶も出せます

●回収できないもの

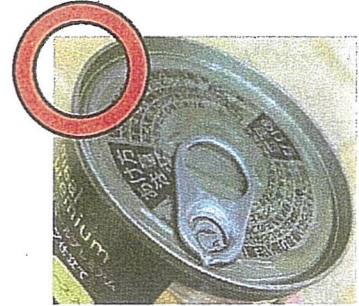
- ・キャップが付いたままの缶、口がつぶれていないミルク缶、ラベルを外していない缶
(以下のものは燃やせないごみ(赤字指定袋)でお出してください。)
- ・一斗缶、パール缶、ペンキの入っていた缶、一辺が30cm以上の大きな缶、汚れが残っている缶、ペットフードのアルミ製容器



汚れが残っている缶



ペットフードのアルミ製容器
(タブが付いていない)



(タブが付いている場合は回収
できます。*ラベルは取る)

●よく間違えやすいもの

・ボトル缶のキャップ



外す

キャップは外して出す。
写真のようなキャップ類は、燃やせ
ないごみ(赤字指定袋)へ。
(内側が加工されているため)



・缶詰のラベル(巻紙)



ラベルは取り外す



【 びん 】

- 中身を使い切り、洗ってキレイにしてから、下記写真のように3種類に分けて出してください。
- ふたやプラスチック製ラベルは取り外してください。(紙ラベルは付いたままで構いません)

・回収できるものは、ジュース、食用油、酒類、コーヒー、栄養ドリンクなどの飲料用、化粧品のびんなどです。



※すりガラスのびんも回収可能

●回収できないもの

- ・キャップやプラスチック製ラベルが付いたままのびん
(以下のものは燃やせないごみ(赤字指定袋)でお出してください。)
- ・ガラス製食器、窓ガラス、割れたびん、陶器製・耐熱ガラスのびん、乳白色のびん(軟膏などに多い)など
- ・劇薬、農薬のびんも回収できません。販売店にご相談ください。
- ・一升瓶、ビール瓶も回収できません。

一升瓶、ビール瓶は以下のとおり処分してください。

- ① 小売店での引取を利用する。小売店で断られた場合は、ウィークエンドリサイクルへ。会場の収集員に小売店で断られた旨を伝え、引き渡す。
- ② 上田クリーンセンターで実施する一升瓶・ビール瓶回収を利用する。
(回収日は、広報うえだやごみ分別アプリ「さんあ〜る」等で連絡します)

●よく間違えやすいもの

ふたやプラスチック製ラベルが付いたままのびん



- ・プラマークの表示があるプラのふた
→プラマーク付きプラスチック(緑字指定袋)
- ・プラマークの表示がないプラのふた
→燃やせないごみ(赤字指定袋)
- ・金属のふた→燃やせないごみ(赤字指定袋)



ちぎれた場合は、そのままお出してください。

【 ペットボトル 】



←このマークがあるボトルが対象です。

- キャップ、ラベルを外し、ゆすいで乾かし、つぶす。

・回収できるものは、飲料(ジュースやお茶など)、酒類、醤油、みりん、ノンオイルドレッシングなどボトルです。



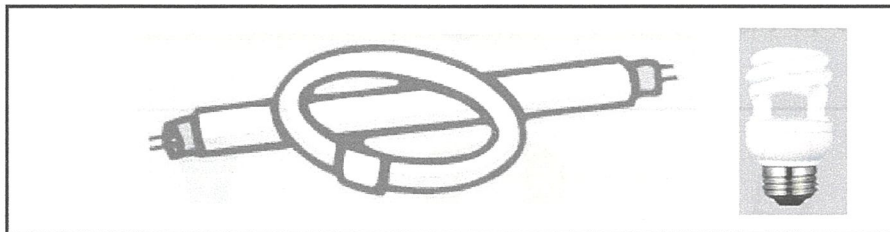
● 回収できないもの

- ・ キャップやラベルが付いたままのペットボトル
(以下のものは燃やせないごみ(赤字指定袋)でお出してください。)
- ・ 油類、農薬、溶剤等を入れて再利用したもの
- ・ 再使用のために着色等したもの

有害ごみ

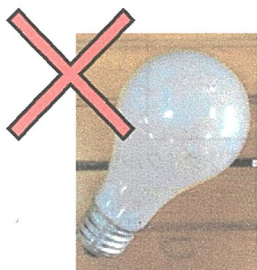
【 蛍光管 】

- ・回収できるものは、蛍光管(UVライトを含む)、球形蛍光灯です。

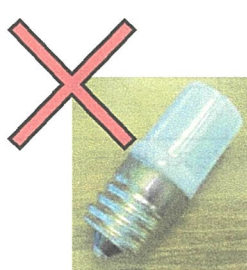


●**回収できないもの**(以下のものは燃やせないごみ(赤字指定袋)でお出してください。)

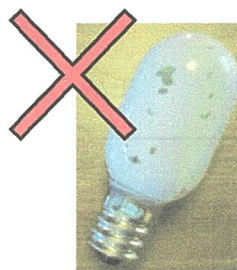
- ・白熱電球、点灯管(グロー管)、豆電球、LED電球、水銀灯、割れた蛍光管



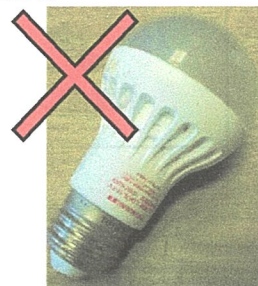
白熱電球



グロー管



豆電球



LED電球

【 水銀体温計 】

- ・回収できるものは、水銀体温計、水銀寒暖計、水銀温度計、水銀血圧計です。

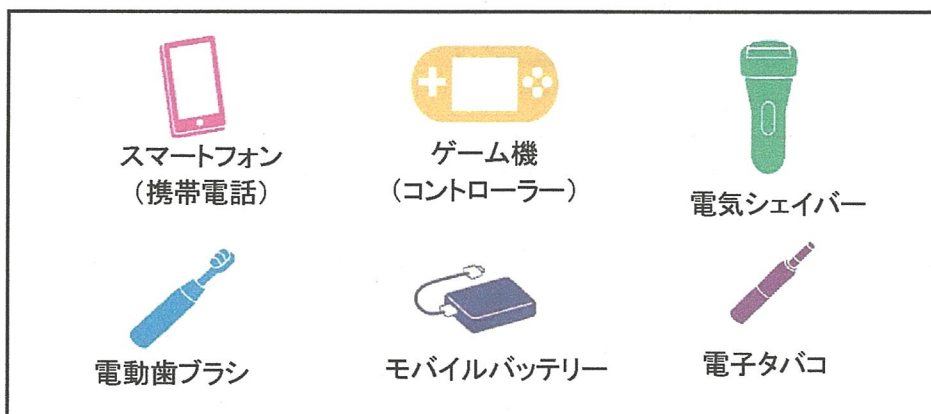
※水銀血圧計は、取り外しが可能なものは水銀計部分のみ外して出す。

●**回収できないもの**

- ・水銀を使用していない体温計など
(電池を取り除き、燃やせないごみ(赤字指定袋)でお出してください)

【 電池 】

・回収できるものは、乾電池、充電電池、ボタン電池、コイン電池、モバイルバッテリー、下記のような電池内蔵型の小型家電(スマートフォン、電子タバコ、電気シェイバー、ゲーム機、デジタルカメラ、電動歯ブラシなど)です。



(イラスト出典元: 日本容器包装リサイクル協会)

※モバイルバッテリーは膨張していても回収可能です。膨張したモバイルバッテリーを持ち込む際は、衝撃を与えないようにしてください。

※電池内蔵型の小型家電で電池の取り外しができる場合は、電池のみお出しください。
本体と電池とが取り外せない場合は、本体ごとお出しください。

●回収できないもの

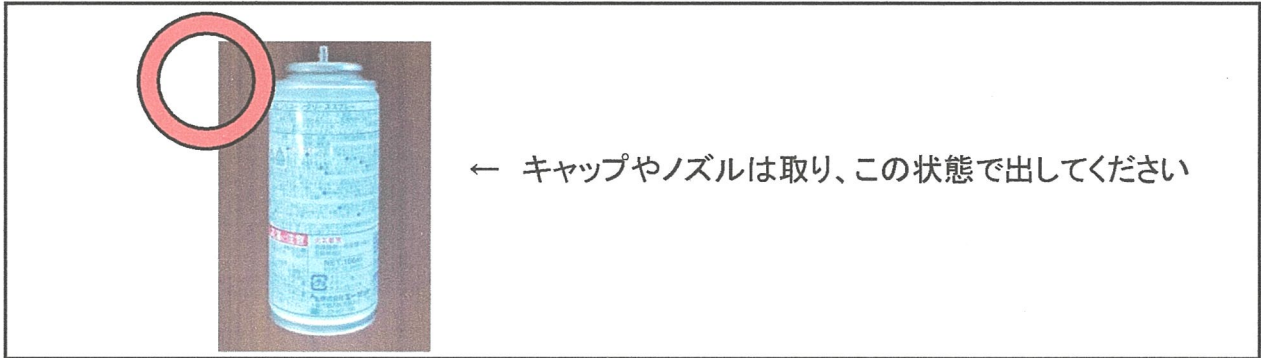
- ・ 電池の外せないコードレス掃除機
- ・ 手のひらサイズより大きい充電電池内蔵の小型家電類

危険ごみ

【 スプレー缶・カセットボンベ 】

- 中身は必ず使い切ってから出してください。(穴は開けなくて構いません)
- キャップやノズルは取り外して出してください。

・回収できるものは、虫よけ・殺虫スプレー、制汗スプレー、カセットボンベ、アウトドアガス缶などです。



●回収できないもの

- ・ 中身が残っているもの
- ・ キャップやノズルを外していないもの
- ・ スプレー缶ではないもの



ノズルが付いている

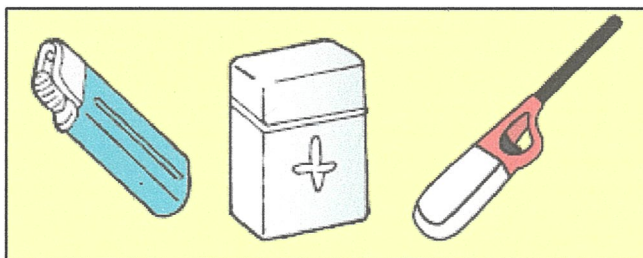


スプレー缶ではない

【 ライター 】

- 中身は必ず使い切ってから出してください。

・回収できるものは、使い捨てライター、オイルライター、ガスライターなどです。



●回収できないもの

- ・ 中身が入っているもの (民間処分業者へお持ち込みください)